

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書(概要)

公表日: 令和2年2月20日

評価機関	名称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所在地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和1年6月21日
	訪問調査日	令和1年11月15日
	事業所との評価結果の確定日	令和2年2月10日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

I 事業者情報

(1) 事業者概況

事業所名称	母子生活支援施設いもせハイツ	種別	母子生活支援施設		
事業所代表者名	施設長 大賀 里美	開設年月日	平成25年4月1日		
設置主体	社会福祉法人さくら福祉会	定員	20世帯	利用人数	18世帯
所在地	〒739-0442 広島県廿日市市梅原2丁目14番39号				
電話番号	0829-55-2008	FAX番号	0829-55-2534		
ホームページアドレス	http://www.sakurafukushikai.or.jp/imose-index.html				

(2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	事業所の主な行事など
○ 第一種社会福祉事業 ・母子生活支援施設 いもせハイツ ・児童養護施設 丸石こども	春:花見, 入学を祝う会, 母の日 夏:七夕, そうめん流し, お菓子作り, いもせ合宿
○ 第二種社会福祉事業 ・子育て短期支援事業 ・一時生活支援事業 ・放課後児童健全育成事業 ・児童家庭支援センター コスモス ・公私連携型保育所 丸石保育園	秋:お月見, 秋祭り, ハロウィン 冬:クリスマス会, 餅つき, 豆まき 通年:こども食堂, 岩国ベース交流, クッキング mic-time(性教育)
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
○居室 20室 ・冷暖房 ・浴室, 脱衣所 ・独立洗面台 ・トイレ ・洗濯機置場 ・下駄箱 ・キッチン(IH) ・ベランダ	○学習室 1か所 ○相談室 1か所 ○静養室 1か所 ○会議室 無 ○心理療法室 1か所 ○事務室 1か所 ○トイレ 2か所 ○宿直室 1か所 ○休憩室 1か所
○短期利用居室 1室	

職員の配置

職種	人数(うち常勤人数)	職種	人数(うち常勤人数)
施設長	1人(1人)	心理療法士	1人(人)
母子支援員	3人(3人)	嘱託医	1人(人)
少年指導員	2人(2人)	夜間警備	1人(人)
個別対応職員	1人(1人)	事務員	(1人兼務)
調理員等	1人(1人)		人(人)
	人(人)		人(人)

Ⅱ. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

母子生活支援施設いもせハイツは、社会福祉法人さくら福祉会が平成25年に廿日市市より委託を受け、現在の地で開設となりました。閑静な住宅街の中に明るい色彩の建物であり、玄関、ロビー周りは安全性を考慮しながらも開放的でゆったりとした設えとなっています。定員20世帯で緊急一時保護事業、一時生活支援事業、子育て支援短期利用事業、子どもの学習支援事業、子ども食堂なども併せて運営されています。法人の理念である「利用者の最善の利益のために」を基本とし社会環境の変化による多様なニーズに合わせて、法人全体で情報を共有しチームで支援を展開する仕組みができています。

施設においては、地域との協働・連携に尽力され地域の一員として「安心・安全」の方針に基づいて生活を営むことができるよう取り組まれていることが窺えました。特に、人権教育には力を注ぎ、自他の権利を尊重し、共生できる取り組みが行われています。

理事長をはじめ、施設長や基幹的職員、個別対応職員など、それぞれの役割をうまく果たしながら、職員がお互いに刺激し合える場面をつくられています。また、それらは自然と次世代リーダーを育成する取り組みにもつながっているということが窺えました。

◎特に評価の高い点

(1) 地域のニーズに基づいて、集会所での学習支援事業や子ども食堂を実施されています。さらに、小学生の放課後の居場所づくりとして施設の集会室を開放されています。祭りなどの行事や清掃、防災など地域の活動へ、施設と利用全世帯が町内会の一員として参加しており、地域との繋がりは理想的とも言えます。今後は、母子生活支援施設の特性と専門性を活かして、法人が運営する児童養護施設と連携を図りながら、児童虐待を受けた子どもへのケアと問題行動のある母親への子育て支援を先駆的に取り組まれることを期待しています。(管理運営編_2(5)地域との連携 No.16, サービス編_4(2)地域とのつながり No.33)

(2) 養育・支援内容に関する各種マニュアルが整備されています。また、必要に応じて見直し・改定もされており、随時確認が必要なマニュアル等については、分かりやすい場所に掲示するなど全職員が同じ視点で養育・支援できるように整理されています。(管理運営編_3(2)養育・支援内容の質の確保 No.26)

(3) 施設は、雇用の可能性がある仕事とその情報は多い地域にあります。多くの就労の情報から、母親の適性や経験、希望等を踏まえながら就労に向けて積極的に支援されている点が高く評価されます。(サービス編_2(5)母親に対する支援 No.18)

(4) 日頃から母親と子どもが、自己の権利を理解、尊重することができるよう取り組まれています。性教育は、独自のプログラム(mic-time)を実施し、子どもの成長に合わせて正しい知識を得る機会をつくられています。(サービス編_2(3)社会性の獲得 No.10)

◎特に改善を求められる点

(1) 子どもたちを対象とした各種アンケートを実施しており、その結果を改善の資料として分析、検討、改善をされています。今後は、母親へのアンケート実施や得た結果を掲示するなど、回答者に対してもアンケート結果や要約をフィードバックされることを提案します。(管理運営編_3(1)母親・子ども本位の養育・支援 No.21)

(2) 母親と子どもからの意見等については、その都度聞かれています。しかし、意見や要望を受けた際の記録の方法や報告手順は明確にされていませんでした。今後は、全職員が統一した対応ができるようマニュアルの作成と記録を統一されることを提案します。(管理運営編_3(1)母親・子ども本位の養育・支援 No.24)

Ⅲ. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

この度、評価者の方々には施設訪問による現地調査も、施設運営から支援の内容まで、大変詳細に見て頂き、施設の強みと課題を適切かつ厳正に評価していただいたと思います。

高評価をいただいた点は、これからも継続し、ご指摘を頂いた点は改善検討を行い、さらに施設運営を充実し、利用者支援の向上に取り組めます。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編: 児童養護施設, 母子生活支援施設, 乳児院

1 福祉サービスの基本方針と組織	(1)理念・基本方針 自己評価: NO.1-2	法人としての理念・基本方針が明文化され、「やさしく、正しく」を施設の園訓として掲げられています。法人パンフレットやホームページにも法人理念を明記するとともに、年度ごとの事業計画に、基本理念、園訓、方針、年度方針を記載し、職員への周知徹底に努めておられます。
	(2)計画の策定 自己評価: NO.3-4	法人として長期経営計画を策定し、中・長期の経営目標を全職員に周知されています。また、法人が運営する各事業での目的を明確にし、児童福祉施設としての役割を十分に果たすため、長期経営計画策定の趣旨を具体的に示されています。事業計画の策定には、職員会議で出た意見を集約し、前年度の振り返りの内容をもとに、基本理念や方針を踏まえ、各項目ごとに具体策や実施方法を細かく明示されています。策定した計画は、全職員に配布し、説明されています。
	(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ 自己評価: NO.5-6	施設長の役割と責任については、「管理規程」で明確にされています。施設長は、管理能力発揮のために必要な研修や会議に積極的に参加し、視野を広げる努力をされています。また、職場の課題や問題点について常に情報収集するように努め、改善に向けて主任母子支援員と協議を重ねながら取り組まれています。職員の意見と主体性を重視した業務改善方針に積極的に取り組まれていることが窺えました。
2 組織の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価: NO.7-8	全国・県母子生活支援施設協議会の研修会等に積極的に参加し、社会福祉事業全体の動向について把握され、母子生活支援施設の在り方についての分析、情報収集に努められています。また、経営状況や改善すべき課題について職員会議で職員に周知し、情報の共有と課題解決に向けた具体策の立案と実践に努められています。
	(2)人材の確保・養成 自己評価: NO.9-12	キャリアパス制度を活用した職員の育成やスーパービジョンの実施によるインケア(施設における生活援助支援)の充実を年度方針に掲げ、職員一人ひとりの達成すべき目標の設定と達成状況を把握し、研修計画等に活かされています。法人全体で研修体系を確立させ、職員一人ひとりの資格や専門分野に合わせて年間研修計画を策定されています。実習生の受入れに積極的で、法人で指導マニュアルの整備を行うとともに、全国母子生活支援施設協議会広報委員会が策定する実習指導マニュアルも活用しながら、施設の特성에応じた指導体制が確立されています。保育士や介護等体験者など、それぞれの資格に配慮した人材養成に取り組まれています。
	(3)安全管理 自己評価: NO.13	緊急時を想定したマニュアルを整備し、その内容を職員に周知されています。緊急時持ち出し用ファイルを分かりやすく色分けし、どの職員も迅速な対応ができるように工夫されています。施設独自のヒヤリハット対応マニュアルを策定されています。日常的なヒヤリハットは、報告書の作成とともに職員会議で対策方法を周知徹底し、母子の安全確保に努められています。

2 組織の 運営管理	(4)設備環境 自己評価：N0.14-15	共有空間として、学習室、集会室があります。また、相談室やカウンセリングルーム、静養室は、プライバシー保護に配慮した造りになっています。共有部分の清掃を毎日実施し、チェックリストを活用しながら掃除のし忘れがないよう確認し、施設内の清潔保持に努めておられます。居室は各世帯ごとに独立しており、洋室・和室の2部屋に電化キッチン、風呂、独立洗面所、トイレが整備されています。共有部分や各居室とも、明るく清潔感があり、快適に過ごせる空間となっています。
	(5)地域との連携 自己評価：N0.16	学習支援事業として、「梅原児童クラブ(小学生対象)」や「梅原学習会(中・高校生対象)」を週1回ずつ近隣集会所で実施されています。また、月1回の子ども食堂など、地域の福祉ニーズに基づいた公益的な取り組みが行われています。民生委員児童委員やボランティアの協力を得て、地域の子どもの居場所づくりが行われています。自治会の役員として行事の企画・参加なども積極的にを行い、地域との関わりを大切にされています。
	(6)事業の経営・運営 自己評価：N0.17-18	種別協議会に参加し、行政・関係事業者との連携や情報共有が行われています。財務諸表については、ホームページ等で公開されており、説明を求められた場合には、手続きにもとづき対応できる体制が整えられています。
3 適切な 養育・ 支援の 実施	(1)(母親)子ども本位の 養育・支援 自己評価：N0.19-24	母親や子どもを尊重した関わりやプライバシー保護について、規程やマニュアルを整備するとともに、会議等で職員教育を行い周知徹底されています。掲示版前に意見箱を設置し、日常的に入所者の気持ちを汲み取れるよう努力されています。苦情解決責任者や受付担当者、第三者委員の設置で、苦情解決の体制を整備するとともに、窓口の詳細は掲示板に提示されています。子どもたちを対象とした各種アンケートを実施されており、結果を改善の資料として分析、検討して改善に取り組まれています。 ◎今後は、母親へのアンケート実施やアンケートで得た結果を掲示するなど、回答者に対してもアンケート結果や要約をフィードバックされることを提案します。 ◎母親と子どもからの意見に対しての取り扱いについて、全職員が統一した対応ができるよう、マニュアルの作成と記録方法について検討されることを提案します。
	(2)養育・支援内容の質 の確保 自己評価：N0.25-28	毎年、全職員で自己評価を実施し、課題や体制整備が必要な項目があれば、改善に向けて検討されています。養育・支援内容に関する各種マニュアルを整備し、必要に応じて見直し・改定されています。また、随時確認が必要なマニュアル等については、分かりやすい場所に掲示するなど全職員が同じ視点で養育・支援できるようにするための取り組みが行われています。入所者の記録は、鍵のかかるロッカーに保管し、鍵の管理も慎重に行われています。情報開示に関する規程は、法人全体で定められています。
	(3)養育・支援の開始・ 継続 自己評価：N0.29-32	各関係機関や福祉事務所等へパンフレットを送付し、必要な情報提供が行われています。また、「生活のしおり」をもとに、入所後の生活について母子に説明されています。各種行事企画や生活情報、求人情報等を施設内の掲示板に掲示されています。

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編:母子生活支援施設

1	施設の環境整備	(1)快適な空間 自己評価:N0.1-2	「児童福祉施設の設置及び運営に関する基準」(厚生労働省令)に合致した快適な居室及び共用スペースが確保されています。築5年の施設建物は、安全面に配慮された構造となっています。居室の温度、採光、換気等は室内で調整が可能となっています。施設の共有スペースは母親と子どもにとって快適で安心、安全な場所となっています。常時職員が施設内に1人以上おり、いつでも母親と子どもの支援ができる体制にあります。
		(2)安心な生活 自己評価:N0.3-4	防災対応マニュアルが整備され、年1回、内容の見直しをされています。対応手順や職員・関係機関等への連絡方法等が決められており、毎月の避難・消火訓練及び年1回の地震避難訓練が行われています。年4回、居室の安全点検が行われています。災害発生に備え、必要物品の備蓄リストを作成されています。不審者の侵入に対する防止策として、緊急時、警備会社への通報システムが整備されています。不審者対応のマニュアルが整備され、普段から職員同士の連携、警察との連携、保育所や学校等との連携が図られており、地域住民からの情報も寄せられています。不審者対応マニュアルを用いた研修や職員に予告なしに、不審者来訪時を想定した対応訓練を実施し、普段から不審者への対応力の向上に努めておられます。また、ハード面も防犯カメラの設置があり、入口に職員室があり、施錠や入室の管理が行われています。
2	日常生活の中の支援	(1)計画に基づいた自立支援 自己評価:N0.5-7	自立支援計画は統一した様式が整備されており、策定の経過も記録されています。職員全体が統一した手順で記載が行えるよう、写真や記載例を詳しく示したマニュアルが策定されています。定期的に評価・見直しを行い、また、入所者の状況の変化等がある場合は適宜見直しが行われています。見直し、評価、変更等の内容は、ケース記録に記録され、施錠された書庫に保管されています。母親と子どもから直接意見を聞き、必要に応じて関係機関等の意見を反映させて策定されています。
		(2)生活習慣の獲得 自己評価:N0.8-9	年2回、健康診断が実施されています。毎日検温をするなど、職員は母親と子どもの健康状態の把握に努め、医療機関と連携されています。母親と子どもの退所後の自立した生活を想定して、基本的な習慣や生活技術が身につくように世帯ごとに、声かけやアドバイス等の支援が行われています。
		(3)社会性の獲得 自己評価:N0.10-13	自己の権利を理解、尊重することができるように、母親と子どもへの施設独自のプログラムを実施されています。また、施設内の母親と子どもの交流とともに、施設外の子どものについても学習支援、遊びの提供、行事への参加などが日常的に行われ、大人との交流(施設行事への参加、町内会への参加など)が積極的に自然と行われており、円滑な人間関係を育てる環境が提供されています。行事への参加は意思を確認し、自主性を尊重するようにされています。普段からなんでも意見が言えるように、母親と子どもとの信頼関係を築くように努められています。母親と子どもの意見については、難しい事柄についても職員会議で検討し、丁寧に対応されています。日常生活の支援において、それぞれの発達段階に応じた声かけや社会のルール獲得の機会となるように支援されています。性教育は独自のプログラム(mic-time)があり、成長に合わせて小学生、中・高校生別に実施されています。また、子どもへの教育内容を母親とも共有できるように資料を渡されています。
		(4)学習・進学・就職 自己評価:N0.14-15	学校と連絡・連携を密にされています。個々の学力を把握し、集団の中での学習が難しい子どもには、低学力の要因を検討しながら学力をつけることができるよう個室での支援もされています。不登校などの課題をもつ子どもへの支援は、児童相談所や学校等と連携されています。進路については、本人と母親が自己決定できるように相談を継続し、退所後の生活への適応を見据えた進路選択ができるよう取り組まれています。毎週木曜日、学習ボランティアの協力を得て学習会を開くなど、進学を希望する高校生への支援も積極的に行われています。

2 日常生活 中での 支援	(5)母親に対する支援 自己評価：NO.16-19	<p>相談室やカウンセリング室で、母親の求めに応じて相談を受けることを基本に、夜間、休日においても随時相談が受けられる体制がつけられています。</p> <p>母親の子育ての不安や悩みについては、その発見に努め、深刻な問題があると感じたときは、職員会議で話し合い、情報を共有し支援方法についても全体共有されています。</p> <p>この地域は就労可能性のある事業所が多く、また、法人内にも雇用の可能性があるなど仕事の情報は多い地域です。就労案内や利用者の勤務している事業所などの情報を把握し、入所者一人ひとりの適性や経験、希望等を考慮しながら支援されています。市役所の就労等の相談員が母親と一緒にハローワークへ同行するなどの連携も受けています。資格取得については、短期で完了するものから、長期にわたるものまで、入所者の希望に沿った適切な支援が行われています。</p> <p>保育所に通う乳幼児については、母親の早朝出勤、残業など勤務状況に応じて、職員が保育所への送迎もされています。</p>
	(6)その他の支援 自己評価：NO.20	<p>心理的支援が必要な母親や子どもに対して、施設内の心理療法室、カウンセリング室で心理士による心理療法やカウンセリングが受けられるようになっています。また、児童家庭支援センターでの心理検査も受けることができます。</p> <p>心理支援プログラムは基本的には2週間に1回の計画が作られており、6か月ごとに見直されています。その経過は、個別ケースに記載されています。</p>
3 安心な 生活	(1)虐待の防止 自己評価：NO.21-24	<p>日頃から虐待について職員会議等で話し合い、意識して日々の支援に関わっておられます。母親と子どもに対しても、機会あるごとに指導されています。虐待防止マニュアルを整備し、職員会議等で事例を検討するなどして理解を深められています。</p> <p>心理士によるカウンセリングや、個別担当職員による個別のケア、関係機関との連携も必要に応じて行われています。</p> <p>虐待の疑いのある場合には、児童相談所、入所窓口機関等と連携して対応されています。</p>
	(2)問題行動への対応 自己評価：NO.25-26	<p>問題の発生時に直ちに対応し、その要因を園長や主任母子支援員と検討し、その後の支援に活かすようにされています。</p> <p>施設内の児童間暴力等に対しても、常に職員間で協議を行い職員全員で対応できる体制をとっています。対応困難な場合には、協議のうえ、関係機関へ相談されています。</p>
	(3)衛生管理 自己評価：NO.27	<p>食中毒や感染症に関するマニュアルを整備し、母親と子どもへの衛生指導、日々の予防活動(消毒など)に取り組まれています。</p>
	(4)子どもと保護者の 関係等の継続・回避 等 自己評価：NO.28-31	<p>職員会議等で方針を共有し、母親等からの相談を受け、個別に対応されています。</p> <p>強制引き取りに対しては、行政との連携、職員同士の情報共有と強引な引き取り者への対応、母親と子どもへの配慮に努めておられます。</p> <p>母親と子どもの安全確保については、地域住民、学校、保育所等の協力や関係機関との連携のもと対応されています。</p> <p>DV等による母親と子どもの緊急避難に対しては、特別に用意されたDVシェルターを運営し常時対応されています。</p>

4 地域とのつながり・ 専門性の向上	(1)専門性の向上 自己評価:N0.32	基幹的職員として、主任母子支援員を配置されています。OJT相談できる体制があり、職員の安定した入所者対応に取り組まれていることが窺えました。また、課題解決実践研修やスーパービジョンの外部研修にも積極的に参加し、職員の専門性の向上や組織力の向上に努めておられます。
	(2)地域とのつながり 自己評価:N0.33	施設の相談室や駐車場など地域の希望に応じて提供されています。集会室は、放課後の地域と施設内の子どもの学習や行事等にほぼ毎日使われて、施設と地域の子どもの交流の場となっています。また、施設の行事に、地域住民も招待されます。 地域の祭りなどの行事や清掃、自主防災組織など、施設と入所世帯が町内会の一員として活動されています。 今後は、母子生活支援施設の特性と専門性を活かして、法人が運営する児童養護施設と連携を図りながら、児童虐待を受けた子どもへのケアと問題行動のある母親への子育て支援を先駆的に取り組まれることを期待しています。
5 も本位の支援 母親と子ども	(1)支援の継続性とアフターケア 自己評価:N0.34	母親と子どもの状況や希望を考慮しながら、アフターケアに取り組まれています。退所後も継続した支援が行えるよう、施設行事への参加の呼びかけもされています。必要に応じて、児童相談所や関係機関への情報提供を行っています。

自己評価・第三者評価の結果(管理運営編)

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 福祉サービスの基本方針と組織

(1) 理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人としての理念，基本方針が確立され，明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が職員・母親と子ども等に周知されていますか。	B	A	

(2) 計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	A	A	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており，内容が周知されていますか。	A	A	

(3) 管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	管理者(施設長)の役割と責任の明確化	管理者(施設長)は自らの役割と責任を明確にし，遵守すべき法令等を理解していますか。	B	A	
6	リーダーシップの発揮	管理者(施設長)は質の向上，経営や業務の効率化と改善に向けて，取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

2 組織の運営管理

(1) 経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して，改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	A	A	

(2) 人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて，実行していますか。	A	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し，必要があれば改善するしくみが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて，積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

(3) 安全管理

13	母親と子どもの安全確保	母親と子どもの安全確保のための体制を整備し，対策を行っていますか。	A	A	
----	-------------	-----------------------------------	---	---	--

(4) 設備環境

14	設備環境	事業所(施設)は，母親と子どもの快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	事業所(施設)は，清潔ですか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(5) 地域との交流と連携

16	地域との関係	母親と子どもと地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	A	A	
----	--------	--	---	---	--

(6) 事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	制度について、保険者あるいは行政担当部署等に意見や意向を伝えていますか。	A	A	
18	財務諸表の公開	地域住民、母親と子どもや家族に対して財務諸表を公開していますか。	A	A	

3 適切な養育・支援の実施**(1) 母親と子ども本位の福祉サービス**

19	母親と子どもを尊重する姿勢①	一人ひとりの母親と子どもを尊重した養育・支援提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	母親と子どもを尊重する姿勢②	母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	母親と子どもの満足の向上	母親と子どもの満足の向上に向けた取り組みを行っていますか。	B	B	○
22	意見を述べやすい体制の確保①	母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能していますか。	A	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	母親と子どもからの意見に対して迅速に対応していますか。	A	C	○

(2) 養育・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた組織的な取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	A	A	
26	標準的な実施方法の確立	母親と子どもの発達状態や心理状況に応じた援助を一定水準に保つため、マニュアルを定め、活用していますか。	A	A	
27	養育・支援の実施状況の記録	母親と子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われていますか。	B	A	
28	記録の管理と開示	記録等の開示を適切に行っていますか。	B	A	

(3) 養育・支援の開始・継続

29	養育・支援の提供開始①	母親と子どもやに対して、養育・支援の選択に必要な情報を提供していますか。	B	A	
30	養育・支援の提供開始②	入所後に提供する養育・支援について、母親と子どもやに分かりやすく説明していますか。	A	A	
31	施設の退所・施設を退所した後の対応	施設の退所事由を定めていますか。	A	A	
32	養育・支援の継続性への配慮	施設の措置変更や家庭への復帰などにあたり、養育・支援の継続性に配慮した対応を行っていますか。	B	B	

自己評価・第三者評価の結果(サービス編:母子生活支援施設)

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1. 施設的环境整備

(1)快適な空間

1	快適性への配慮①	施設の共用スペースは、快適な場所となっていますか。	A	A	
2	快適性への配慮②	居室は、母親と子どもにとって安全・安心な場所となっていますか。	A	A	

(2)安心な生活

3	防災対策	風水害や地震等の災害が発生した場合、速やかに対応できる体制が整っていますか。	A	A	
4	不審者対策	不審者の侵入等に対応できる体制がありますか。	A	A	

2. 日常生活の中での支援

(1)計画に基づいた支援

5	自立支援計画の策定	自立支援計画の策定は適切に行われていますか。	A	A	
6	自立支援計画の評価・見直し	自立支援計画の評価・見直しは適切に行われていますか。	A	A	
7	本人の自己決定、家族等の参加	自立支援計画は、母親と子ども・家族・関係機関の意向や意見を取り入れたものとなっていますか。	A	A	

(2)生活習慣の獲得

8	健康管理	母親と子どもの発達段階に応じて、健康管理ができるよう支援していますか。	A	A	
9	整理整頓, 生活技術	母親と子どもの発達段階や状況に応じて、整理整頓, 生活技術を習得できるよう支援していますか。	A	A	

(3)社会性の獲得

10	自他の権利の尊重	母親と子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し、共生できるよう支援していますか。	A	A	
11	自主性・自律性の発揮	施設での生活の中で、母親と子どもが自主性・自律性を発揮できるよう支援していますか。	A	A	
12	社会的ルールの獲得	母親と子どもが協調性を養い、社会的ルールや態度を身につけるよう働きかけていますか。	A	A	
13	性に対する正しい理解	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設けていますか。	A	A	

(4)学習・進学・就職

14	学習への支援	学習環境の整備を行い、子どもの学力に応じた学習支援を行っていますか。	A	A	
15	進学・就職への支援	学校を卒業する子どもの進路について、「最善の利益」にかなった進路の決定ができるよう支援していますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(5)母親に対する支援

16	相談援助体制	母親の社会的自立をめざした相談体制がありますか。	A	A	
17	子育てに対する支援	母親の子育てに対する不安を受け止め、必要な助言、支援を行っていますか。	A	A	
18	就労に向けた支援	母親の職業能力の開発や就労支援を行っていますか。	A	A	
19	補完的な保育支援の提供	母親や子どものニーズに応じた保育支援を行っていますか。	A	A	
20	メンタルヘルス	心理的ケアが必要な母親と子どもに対して心理的な支援を行っていますか。	B	A	

3. 安心な生活**(1)虐待の防止**

21	虐待の防止	母親と子どもに対する暴力、虐待の防止と早期発見に取り組んでいますか。	A	A	
22	虐待の禁止	母親と子どもに対して、虐待を行わないことを徹底していますか。	A	A	
23	子どもの虐待状況への対応①	被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援していますか。	A	A	
24	子どもの虐待状況への対応②	子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っていますか。	A	A	

(2)問題行動への対応

25	問題行動を持つ子どもへの対応	子どもが暴力、不適応行動など、問題行動をとった場合、適切に対応していますか。	A	A	
26	児童間暴力の防止	施設内の児童間の暴力、いじめ、差別などが生じないような措置を講じていますか。	B	A	

(3)衛生管理

27	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防及び発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	A	
----	-----------	-------------------------------------	---	---	--

(4)子どもと保護者の関係等の継続・回避等

28	夫等との関係調整	夫等との関係調整のための支援を適切に行っていますか。	A	A	
29	強引な引き取りへの対応	保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保できる体制がありますか。	A	A	
30	夫等からの暴力回避	夫等の暴力により保護を必要とする母親と子どもの安全確保を適切に行っていますか。	A	A	
31	緊急利用への対応	夫等の暴力により保護を必要とする母親と子どもの緊急利用に適切に対応していますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者 評価	改善の 必要性
-----	-----	----	------	-----------	------------

4. 専門性の向上・地域とのつながり

(1)専門性の向上

32	スーパービジョン体制	スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいますか。	A	A	
----	------------	--	---	---	--

(2)地域とのつながり

33	施設機能の地域還元	施設の持つ機能を地域に還元する取り組みを行っていますか。	A	A	
----	-----------	------------------------------	---	---	--

5. 母親と子ども本位の支援

(1)支援の継続性とアフターケア

34	支援の継続性とアフターケア	母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っていますか。	A	A	
----	---------------	--	---	---	--